

概要版

栃木市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成26年度～平成31年度

ささえあう ぬくもりあるまち あったかとちぎ



市・市社会福祉協議会では、市・関係機関・市民の参画と協働による互助・共助の社会づくりを進めるため、「栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

●『地域福祉計画』とは…

市町村が策定する計画で、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な「理念・仕組み」を示す計画です。

●『地域福祉活動計画』とは…

市町村社会福祉協議会が策定する計画で、みんなで住みよい地域づくりを行っていくための「具体的な取組み」を位置づける行動計画です。

平成26年10月

栃木市・社会福祉法人 栃木市社会福祉協議会

1 地域福祉とは

■ 3つの“助”の連携

少子高齢化・核家族化の進行により、家庭や地域でお互いに助け合い支え合う機能が弱まり、様々な生活課題を抱える人が増えています。

地域福祉とは、日常生活における「困りごと」や「心配ごと」に対し、行政・関係機関・地域に住んでいる方々などが協力して取り組んでいこうという考え方です。

地域福祉のためには、「自助」「互助・共助」「公助」の『3つの助』の連携が大切です。

自 助

日頃身の回りで起こる問題に対して、解決に向け、まず自分自身や家庭で努力すること。

互助・共助

自分自身や家庭内で解決できない問題に対して、親戚・ボランティア・ご近所など、地域で助け合うこと。

公 助

地域で解決できない問題に対する、行政や公的機関による制度やサービスによる支援。

■ 地域福祉圏域の設定

地域福祉を効果的に推進するためには、専門性の高い総合的・広域的な福祉サービスの提供体制（市全体の大きな圏域）から、自治会などの住民によるあいさつ・声かけ・見守り活動等（隣近所といった小さな圏域）まで、それぞれの圏域に応じた機能や役割を整備していく必要があります。

大圏域（市全体のエリア）

【市内各地域との連携、専門性の高い、総合的・広域的な展開】

主体：行政・社会福祉協議会・サービス提供事業者など

中圏域（地区社会福祉協議会エリア）

【行事や地域交流、防災防犯・見守り活動の体制化、小地域活動の基盤整備など】

主体：自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、子ども会育成会、ボランティアなど

小圏域（自治会など）

【住民の自主的参加・活動、あいさつ・声かけ・見守り、要支援者の早期発見等近所の支え合いなど】

主体：住民、隣近所など（最も身近な単位）

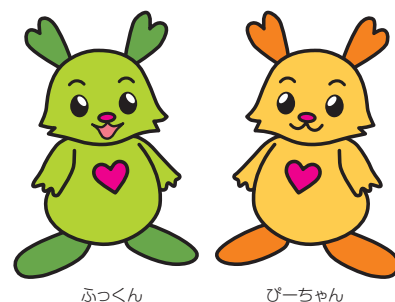


栃木市マスコットキャラクター
とち介

2 基本理念と基本目標

基本理念

ささえあう
ぬくもりあるまち
あったかとちぎ



ふっくん ぴーちゃん

栃木市社会福祉協議会
マスコットキャラクター

市民協働による地域福祉社会づくり（互助・共助の社会づくり）を進めるため、栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画共通の基本理念を定めました。

基本目標

この計画は、3つの基本目標に沿った施策や活動の展開を進めます。

基本目標1 福祉の心の育みと地域の担い手づくり

地域には、子育て家庭、ひとり暮らし高齢者、障がいのある方など、様々な人が生活しています。年齢の違いや障がいの有無に関わらず、お互いを認め合い支え合う意識を育むため、交流活動など地域に住む方々のふれあいの機会をつくります。

また、地域での見守り活動やボランティア活動など、地域福祉活動を担う人材の育成に取り組みます。

基本目標2 みんなで支え合う福祉の輪づくり

地域での身近なつながりが希薄化する中、市、市社会福祉協議会、関係機関、地域の方々の連携を強化し、制度の狭間にある人や多重生活課題の早期発見・支援に取り組みます。

また、地域で孤立する方がないように、既存の施設等を有効活用し、身近な相談や情報交換ができる交流の場をつくります。

基本目標3 だれもが安心して暮らせる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、各種福祉サービスの充実を図るとともに、すべての人の人権を阻害しない地域づくり、住みやすい生活環境の整備に取り組みます。

また、災害などの緊急時に備え、ひとり暮らし高齢者の方や障がいのある方など、支援を要する方の見守り体制を強化します。

3 地域福祉の展開 主な取組み

基本目標1 福祉の心の育みと地域の担い手づくり

基本方針I ▶ 福祉の心を育もう

【市の主な取組み】	【市社会福祉協議会の主な活動】
<ul style="list-style-type: none">○地域福祉活動事例などのホームページや広報紙への掲載○福祉に関する教育、生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none">○ふれあい交流事業○先生と共に創る福祉教育プログラムの作成

市民にお願いすること

- ・地区で実施される地域活動や市、市社会福祉協議会が企画する地域福祉に関するイベントなどに積極的に参加しましょう。
- ・子どもから高齢者まで、福祉への関心を持ち、福祉について学びましょう。

基本方針II ▶ 地域の活動に参加しよう

【市の主な取組み】	【市社会福祉協議会の主な活動】
<ul style="list-style-type: none">○自治会活動への支援○市民活動推進センターくらの充実	<ul style="list-style-type: none">○地域住民及び関係機関との連携強化（地域ニーズ把握）

市民にお願いすること

- ・自治会などの活動に協力し、積極的に参加しましょう。
- ・身近な地域で住民同士が気軽に集まれる機会をつくりましょう。

基本方針III ▶ 地域を担い、福祉を支える人を育てよう

【市の主な取組み】	【市社会福祉協議会の主な活動】
<ul style="list-style-type: none">○地域のコーディネーターの養成○民生委員・児童委員活動への支援○高齢者ふれあい相談員活動への支援	<ul style="list-style-type: none">○大学生等の実習生の受入れ体制の充実○生活課題に対応できる地域人材の育成○各種ボランティア養成講座の開催

市民にお願いすること

- ・自らが地域福祉活動の担い手であることを認識しましょう。
- ・自分の知識や経験を福祉活動やボランティア活動に活かしましょう。

基本目標2 みんなで支え合う福祉の輪づくり

基本方針I ▶ あいさつがあふれるまちにしよう

【市の主な取組み】	【市社会福祉協議会の主な活動】
○「声かけあいさつ運動」の推進 ○「声かけあいさつ運動」を通じた見守り・防犯活動の促進	○市や関係団体などと連携し、「声かけあいさつ運動」の推進

市民にお願いすること

- ・家庭内、地域など場所を問わず、声かけあいさつを積極的に行いましょう。

基本方針II ▶ 地域、関係団体、行政の輪をつくろう

【市の主な取組み】	【市社会福祉協議会の主な活動】
○地域福祉総合推進体制（※）の構築に向けた準備・検討 ○地区社会福祉協議会活動のための支援強化 ○地域福祉活動において必要な情報の共有促進	○市、関係団体などとの情報交換会の開催 ○地域福祉総合推進体制（※）の構築に向けた準備・検討 ○地区社会福祉協議会の連携強化、支援 ○地区懇談会の開催

※地域福祉総合推進体制：各地域の担い手の方をはじめ、市および市社会福祉協議会や各関係機関が連携を図り、地域の課題を探して解決に向け取組む体制。（イメージ図：裏表紙参照）

市民にお願いすること

- ・声かけあいさつ、配布物の手渡しなどを行い、身近な住民同士のつながりを深めましょう。
- ・隣近所の自主的な見守り活動を、市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動を担う組織化した活動へつなげましょう。

基本方針III ▶ わかりやすい情報発信と一人ひとりに寄り添う相談体制を充実しよう

【市の主な取組み】	【市社会福祉協議会の主な活動】
○福祉サービスの内容・利用方法や社会資源などの情報の提供 ○地域福祉活動に必要な情報のニーズの把握 ○相談体制・相談員の周知	○情報発信の強化 ○社協福祉サービスガイドブックの発行 ○身近な地域で相談できる体制整備 ○ボランティアセンターの強化

市民にお願いすること

- ・市や市社会福祉協議会が発行・発信する福祉情報に関心を持ち、目を通しましょう。
- ・困っている人を見かけたら相談にのり、関係機関につなげましょう。

基本方針Ⅳ ▶ 地域に必要な基盤と福祉活動を充実しよう

【市の主な取組み】	【市社会福祉協議会の主な活動】
<ul style="list-style-type: none">○地域福祉活動拠点や交流拠点の充実○公民館、老人福祉センター、地域子育て支援センター、児童館の機能の充実○市の相談機関と市社会福祉協議会との連携の強化	<ul style="list-style-type: none">○身近でできるサロン事業への体制づくり、支援○地域福祉活動基盤の整備○職員の専門性を高めるための職員研修○市社会福祉協議会の基盤強化

市民にお願いすること

- ・活動・交流しやすい拠点づくりについて、身近な地域で話し合い、市や市社会福祉協議会に提案しましょう。
- ・市社会福祉協議会活動への理解を深めましょう。

基本目標3 だれもが安心して暮らせる地域づくり

基本方針Ⅰ ▶ 支援が必要な方を支える福祉サービスを充実しよう

【市の主な取組み】	【市社会福祉協議会の主な活動】
<ul style="list-style-type: none">○子育て支援・高齢者福祉・障がい者福祉などの各福祉サービスの充実○多重生活課題に対するケース会議の充実	<ul style="list-style-type: none">○公的サービスの狭間にある人への支援の充実○総合相談窓口の設置○支援が必要な方を探しだすための地域援助力促進○福祉機器貸出事業の充実

市民にお願いすること

- ・地域住民同士の信頼関係を築き、お互いに頼れる地域づくりを進めましょう。
- ・地域での孤立化を防止するため、日頃から隣近所との関わりを持ちましょう。

基本方針Ⅱ ▶ いざという時、助け合えるしくみをつくらう

【市の主な取組み】	【市社会福祉協議会の主な活動】
<ul style="list-style-type: none">○避難行動要支援者（災害時に自ら避難することが困難であり特に支援を要する方）の名簿の作成○市地域防災計画の推進○地域、関係機関・団体、事業者などと一体化した見守り体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○要支援者を支える仕組み（体制）づくり○災害ボランティア活動の支援に関する協定書の締結○災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市民にお願いすること

- ・災害時など緊急時を想定した備え、避難方法について、地域主体で考えましょう。
- ・子育て家庭、高齢者など、隣近所の状況を把握しましょう。

基本方針Ⅲ ▶ お互いに思いやり、認めあえるまちをつくろう

【市の主な取組み】	【市社会福祉協議会の主な活動】
○成年後見制度利用支援の充実 ○虐待防止対策の推進 ○家庭児童相談室、地域子育て支援センター、こどもサポートセンター、障がい児者相談支援センターの機能と連携の強化	○日常生活自立支援事業（あすてらすとちぎ）の充実 ○成年後見制度の普及啓発 ○関係機関（児童相談所、市、警察など）の連携強化 ○心配ごと相談、法律相談

市民にお願いすること

- ・すべての人の人権を阻害しない地域づくりを進めましょう。
- ・虐待などが見受けられる場合は、関係機関などに相談・通報しましょう。

基本方針Ⅳ ▶ 住みやすい生活環境をつくろう

【市の主な取組み】	【市社会福祉協議会の主な活動】
○外出支援事業の充実 ○ごみ出し支援事業の推進 ○公共施設等における利用しやすい環境の整備	○高齢者、障がい者等外出困難者支援の充実 ○子どもたちの見守り支援

市民にお願いすること

- ・ごみ出しなどのルールやマナーを守り、まちの環境美化に努めましょう。
- ・身近な通行障害の情報を市に提供しましょう。

4 計画の推進

1. 推進体制

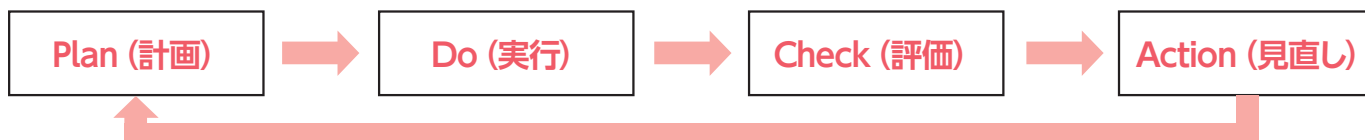
本計画の成果と課題を明らかにするために、計画の進行状況について評価委員会等を設置し、評価・検証を行います。

2. 計画の普及啓発

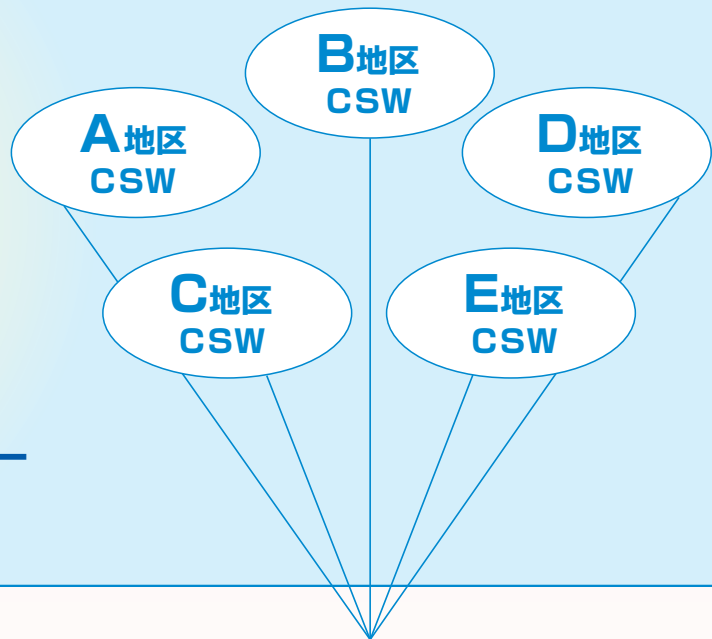
本計画の推進にあたっては、地域住民をはじめとした関係機関や団体と連携しながら進めていきます。そのために、広報紙やホームページなどを利用して幅広く市民の方へ本計画の周知を行います。

3. 進行管理

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）を繰り返す手法の「PDCAサイクル」を活用し、計画のすみやかな実行または評価と改善を行い実行性のある計画を目指します。



地域住民



CSW: コミュニティソーシャルワーカー
(地域のコーディネーター)

関係機関・団体



連携

市

連携

- 各地区CSWのサポート
- 各地域間および関係団体の調整
- 市全域で進めるべき人材育成など

市社会福祉協議会

栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画 【概要版】

平成26年10月発行

発行 栃木市・栃木市社会福祉協議会

栃木市

〒328-8686 栃木市万町9-25 TEL: 0282-21-2202

ホームページ: <http://www.city.tochigi.lg.jp/>

栃木市社会福祉協議会

〒328-0027 栃木市今泉町2-1-40 TEL: 0282-22-4457

ホームページ: <http://www.tochigishi-shakyo.or.jp/>



この概要版は、共同募金配分金により作成しています。